

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人的名称	支出元独立行政法人的 法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支払先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	2,190,650		令和6年4月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	1,192,180		令和6年5月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	12,869,010		令和6年9月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	11,087,670		令和6年11月29日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	13,913,020		令和6年12月27日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	11,037,290		令和7年1月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	12,309,110		令和7年2月28日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本ア イソトープ協会	7010005018674	RI診断薬	11,171,600		令和7年3月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本適 合性認定協会	6010705001550	ISO 15189 臨床検査室更新認定に係る再審 査料	1,952,500		令和6年7月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本適 合性認定協会	6010705001550	ISO 15189 臨床検査室更新認定に係る維持 料	748,000		令和6年10月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	11,282,560		令和6年4月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	4,711,680		令和6年6月28日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	14,903,040		令和6年7月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	12,306,240		令和6年10月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	5,946,740		令和6年12月27日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	4,514,840		令和7年1月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	1,844,660		令和7年2月28日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	5,260,020		令和7年3月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓 器移植ネットワーク	3010405001069	令和6年度会費(心臓移植施設会員)	200,000	心臓移植施設会費 200,000	令和6年5月31日	移植施設である当セ ンターが臓器提供を受ける ため。	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	156,000		令和6年4月30日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	276,000		令和6年5月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和6年6月28日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	324,000		令和6年7月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和6年8月30日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	396,000		令和6年9月30日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和6年10月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	312,000		令和6年11月29日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和6年12月27日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	312,000		令和7年1月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和7年2月28日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器 病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医 療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	372,000		令和7年3月31日		公財	国認定

【記載要領】

(注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。